

## 厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者又は小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が機械及び装置（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に規定するものをいう。）に係る設備投資に要した経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定するものをいう。
- (3) 設備 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類において大分類Eに分類されている事業を主たる事業として営む中小企業者等が生産の拡大、生産品の変更、新製品の開発及び生産のため設置する機械並びに装置で、直接に事業の用に供するものをいう。
- (4) 設備投資 中小企業者等が設備を購入し、及び設置すること（割賦リース終了後に設備の所有権が、中小企業者等に移る契約を含む。）をいう。

### (対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。
- (2) 市税（延滞金等を含む。）を完納していること。
- (3) 自社製品を設置するものでないこと。

### (対象事業)

第4条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、補助対象者が購入し、及び使用しているもので、次の各号のいずれの要件を満たすものとする。

(1) 100万円以上のもの

(2) 市内の自社工場内に設置したもの

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入に際し、補助対象者が支払った費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

3 前項の規定にかかわらず、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額を控除した額を補助対象経費とする。

4 割賦による支払の場合は、次の各号のいずれの要件も満たす場合に補助対象とする。

(1) 契約の趣旨として物件の購入が目的であること。

(2) 全額を必ず支払う契約となっていること。

(3) 途中解約又は解除が原則できない契約であること。

(4) リース契約にあつては、リース終了後、所有権が中小企業者等に移ること。

(5) リース契約にあつては、リース期間中に中小企業者等が固定資産税（償却資産税）を納めていること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、200万円を上限とする。

(1) 小規模企業者 補助対象経費の100分の7以内の額

(2) 中小企業者 補助対象経費の100分の5以内の額

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（事業計画概要書等の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、厚木市設備投資促進事業計画概要書（第1号様式）に補助対象設備等の仕様等が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する概要書の提出があつたときは、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

（補助金の申請）

第7条 前条に規定する概要書を提出した申請者（以下「交付予定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、設備の引渡しを受けた日から2箇月以内に、厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付申請書（第2号様式）及び厚木市中小企業設備投資促進事業補助金補助対象設備内訳書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 会社の経歴が分かる書類
- (3) 直近の決算書
- (4) 補助対象設備等の仕様書等
- (5) 補助対象設備等の写真
- (6) 補助対象設備等の配置図
- (7) 補助対象経費の契約書の写し
- (8) 補助対象経費の領収書等の写し
- (9) 事業報告書（第4号様式）
- (10) 役員等氏名一覧表（第5号様式）
- (11) 収支決算書（第6号様式）

2 同一の交付予定者による補助金の交付申請は、同一年度内に設備1基、1回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び調査した結果、補助金を交付することを決定したときは、厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により交付予定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、交付しないことを決定したときは、厚木市中小企業設備投資促進事業補助金不交付決定通知書（第8号様式）により交付予定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた交付予定者（以下「交付決定者」という。）からの請求に基づき、請求書を受け取った日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定後、1年以内に事業を廃止し、又は市内での営業を取り止めたとき。
- (4) 交付決定後、1年以内に補助対象設備等の売却、譲渡、交換、貸付け、又は市外の

工場への移動をしたとき。

- (5) 補助対象設備等について、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条の規定に基づく固定資産税の申告をしなかったとき。

（報告等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

（重複助成の禁止）

第12条 この要綱に規定する補助金は、厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付要綱（令和3年8月1日施行）に規定する補助金並びに厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成21年厚木市条例第2号）及び厚木市企業等の立地促進等に関する条例施行規則（平成21年厚木市規則第36号）に規定する奨励措置と重複して受けることはできない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。ただし、附則の次に別表を加える改正規定（4の項に係る部分。）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

厚木市中小企業設備投資促進事業計画概要書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地  
事業所名  
氏名又は代表者名

厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて提出します。

1 企業概要	事業内容			
	業種	大分類：製造業 中分類：		
	本社所在地			
	担当者	電話		
	市内での営業年数	年	月	から 年間
	従業員数	人（うち対象工場の従業員数： 人）		
2 設備等を導入する工場等の概要	工場所在地	厚木市		
	所有形態	<input type="checkbox"/> 自社所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	主たる製造品			
3 設備等導入の概要  ※ 設備等の仕様等が分かる書類を添付してください。	設備等導入目的			
	設備等の概要			
	設備等の名称	仕様・用途	数量	金額
	主たる設備等の購入先	会社名		
		所在地		
契約予定日		年	月 日	
引渡予定日		年	月 日	
購入予定総額			円	
導入資金内訳	自己資金：	円、借入金	円	
	その他：	円		

第2号様式（第7条関係）

厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地  
事業所名  
氏名又は代表者名

厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業所の概要	事業内容	
	業 種	大分類：製造業 中分類：
	工場所在地	厚木市
	従業員数	人（うち対象工場の従業員数： 人）
2 補助対象設備等	設備等の名称・仕様	
	契 約 日	年 月 日
	引 渡 日	年 月 日
3 補助金申請額		円
4 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 市税納税証明書（市税に未納のない証明書） <input type="checkbox"/> 会社の経歴が分かる書類 <input type="checkbox"/> 直近の決算書 <input type="checkbox"/> 補助対象設備等の仕様書等 <input type="checkbox"/> 補助対象設備等の写真 <input type="checkbox"/> 補助対象設備等の配置図 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の契約書 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の領収書等 <input type="checkbox"/> 事業報告書(第4号様式) <input type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表(第5号様式) <input type="checkbox"/> 収支決算書(第6号様式)	

※市税納税証明書については、同意をいただければ産業振興課で取得をいたします。

厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付申請のため、厚木市産業振興課が直近の市税納税証明書を取得することに

同意します       同意しません。

(宛先) 厚木市長

年 月 日

住所又は所在地  
事業所名  
氏名又は代表者名

第3号様式（第7条関係）

厚木市中小企業設備投資促進事業補助金補助対象設備等内訳書

NO	設備等の名称・仕様	設備等の種類 (※)	購入先	①単価 (円)	② 数量	対象経費 ①×②
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合 計						円

※ 設備の場合、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二（機械及び装置の耐用年数表）に規定されている  
設備の種類



第4号様式（第7条関係）

事業報告書

補助対象設備等	設備等の 名称・仕様	
	契約日	年 月 日
	引渡日	年 月 日
経 費	設備等本体費	
	附属部品費	
	設 定 費	
	諸 経 費	
	合 計	
設備等導入 による効果		

第5号様式（第7条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住所
代表者			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しています。

事業所名

代表者氏名

第6号様式（第7条関係）

収支決算書

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	金 額	摘 要
自 己 資 金		
補 助 金		
合 計		

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	金 額	摘 要
設備等本体費		
附属部品費		
設 定 費		
諸 経 費		
合 計		

第7号様式（第8条関係）

<p>厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所又は所在地 事業所名 氏名又は代表者名</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">厚木市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>年 月 日付けで申請のあった厚木市中小企業設備投資促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。</p>	
1 事業の名称	
2 補助金交付 決定額	円
3 補助条件	<p>(1) この補助金は、厚木市中小企業設備投資促進事業のために交付するものであり、目的外へ使用は一切しないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法等により補助金の交付を受けたことが判明した場合や暴力団等に該当すると判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p>

第8号様式（第8条関係）

厚木市中小企業設備投資促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

住所又は所在地  
事業所名  
氏名又は代表者名

様

厚木市長



年 月 日付けで申請のあった厚木市中小企業設備投資促進事業補助金の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由